

**第81期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

モリ工業株式会社

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(連結計算書類作成のための基本となる事項の注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

3社

モリ金属株式会社、関東モリ工業株式会社、PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社シルベストは、2022年11月30日付で清算したため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の名称

該当する事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

1社

Auto Metal Company Limited

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

Mory Lohakit (Thailand) Company Limited

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、仕掛品

移動平均法

原材料

主として移動平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 主として14年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法

過去勤務債務は、発生時の連結会計年度に一括して処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップの特例処理の要件を満たす場合は、有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社はステンレス関連事業であるステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管の製造販売であり、併せて、パイプ加工の省力化用としてパイプ切断機等の機械の製造販売をおこなっております。

当社及び連結子会社は、製品を顧客に供給することを履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

ステンレス関連製品の販売においては、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であることから、出荷時点において収益を認識しております。

機械の販売においては、検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、検収時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当する事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,296百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	7,766,380	—	—	7,766,380

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和4年6月28日 定時株主総会	普通株式	776	100	令和4年 3月31日	令和4年 6月29日
令和4年10月31日 取締役会	普通株式	310	40	令和4年 9月30日	令和4年 12月1日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和5年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,087	140	令和5年 3月31日	令和5年 6月28日

3. 新株予約権等に関する事項
該当する事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、おおむね1年以内に決済されるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、おおむね半年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金並びに設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらの営業債務並びに借入金等の金銭債務は、流動性リスクに晒されております。なお、借入金の一部については、支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップを利用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)2.をご参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,167	3,167	—
資産計	3,167	3,167	—
長期借入金	1,300	1,293	△ 6
負債計	1,300	1,293	△ 6

(注) 1. 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。
 その他有価証券

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,960	1,186	1,773
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2,960	1,186	1,773
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	7	8	△ 0
債券	198	200	△ 1
その他	—	—	—
小計	206	208	△ 1
合計	3,167	1,395	1,772

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
関係会社株式	643
その他	131
合計	775

上記については、「投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	14,315	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,750	—	—	—
電子記録債権	6,186	—	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの（公社債）	—	99	99	—
合計	30,252	99	99	—

(注) 4. 長期借入金等の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内返済予定の長期借入金	170	—	—	—	—	—
長期借入金	—	1,000	—	—	300	—
合計	170	1,000	—	—	300	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,968	—	—	2,968
社債	—	198	—	198
資産計	2,968	198	—	3,167

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	1,293	—	1,293
負債計	—	1,293	—	1,293

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債

当社が保有している社債は、その時価を市場価格から算定しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。金利スワップの特例処理によるものは当該対象の時価に含めて記載し、レベル 2 の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	インドネシア	計	
ステンレス管	26,446	2,354	28,800	28,800
ステンレス条鋼	11,156	—	11,156	11,156
ステンレス加工品	1,253	—	1,253	1,253
鋼管	6,814	—	6,814	6,814
機械	686	—	686	686
顧客との契約から生じる収益	46,357	2,354	48,712	48,712
外部顧客への売上高	46,357	2,354	48,712	48,712

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4.会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

6,527円42銭

2. 1株当たり当期純利益

681円33銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(計算書類作成のための基本となる事項の注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品、製品、仕掛品、原材料

移動平均法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 主として14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (4) 長期前払費用
契約期間等により每期均等償却

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、発生時の事業年度に一括して処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ翌事業年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 執行役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップの特例処理の要件を満たす場合は、有効性の評価を省略しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社はステンレス関連事業であるステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管の製造販売であり、併せて、パイプ加工の省力化用としてパイプ切断機等の機械の製造販売をおこなっております。

当社は、製品を顧客に供給することを履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

ステンレス関連製品の販売においては、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点において収益を認識しております。

機械の販売においては、検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、検収時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

該当する事項はありません。

(2) 担保に係る債務

該当する事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,268百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 48百万円

関係会社に対する短期金銭債務 57百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社への売上高 9百万円

関係会社からの仕入高及び外注加工高 896百万円

関係会社との営業取引以外の取引高 863百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	230	1,165	—	1,395

(注) 自己株式の増加の内容は次のとおりであります。

(1) 自己株式の増加

・単元未満株式の買取りによる自己株式の取得による増加

165株

・譲渡制限株式の取得による増加

1,000株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
子会社株式		1,022百万円
賞与引当金		102百万円
未払事業税		72百万円
減損損失		69百万円
役員退職慰労引当金		51百万円
退職給付引当金		49百万円
資産除去債務		41百万円
その他		141百万円
繰延税金資産小計		1,552百万円
評価性引当額	△	1,242百万円
繰延税金資産合計		310百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△	506百万円
前払年金費用	△	381百万円
その他	△	5百万円
繰延税金負債合計		△ 893百万円
繰延税金資産の純額		△ 583百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	モリ金属株式会社	大阪府河内長野市	340 百万円	ステンレス管及びその加工品の製造	所有 直接 100.0%	兼任 2人 出向 2人	製品の加工委託等	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 受取賃貸料	140 481 7 2	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金 関係会社 長期貸付金	62 162
子会社	関東モリ工業株式会社	埼玉県狭山市	340 百万円	ステンレス管及びその加工品の製造	所有 間接 100.0%	兼任 2人 出向 3人	製品の加工委託等	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 受取賃貸料 固定資産の譲渡	250 1,256 8 238 377	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金 関係会社 長期貸付金	161 431
子会社	PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	インドネシア西ジャワ州	17 百万 USD	ステンレス管の製造・販売	所有 直接 95.4%	出向 4人	役員の派遣	貸付金の返済 利息の受取	94 42	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金 関係会社 長期貸付金	200 734

(注) (株)シルベストは、令和4年11月30日付で清算結了いたしました。

取引金額及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 貸付金の返済については、モリ金属株式会社及び関東モリ工業株式会社は返済期間を定めた分割返済としており、PT.MORY INDUSTRIES INDONESIAは返済期限を定めた一括返済としております。
3. 受取賃貸料については、近隣の取引実勢等により算定した価格をもとに交渉した上契約を締結しております。

2. 役員及び個人主要株主等
該当する事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,292円46銭
2. 1株当たり当期純利益	643円46銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。